

令和5年度

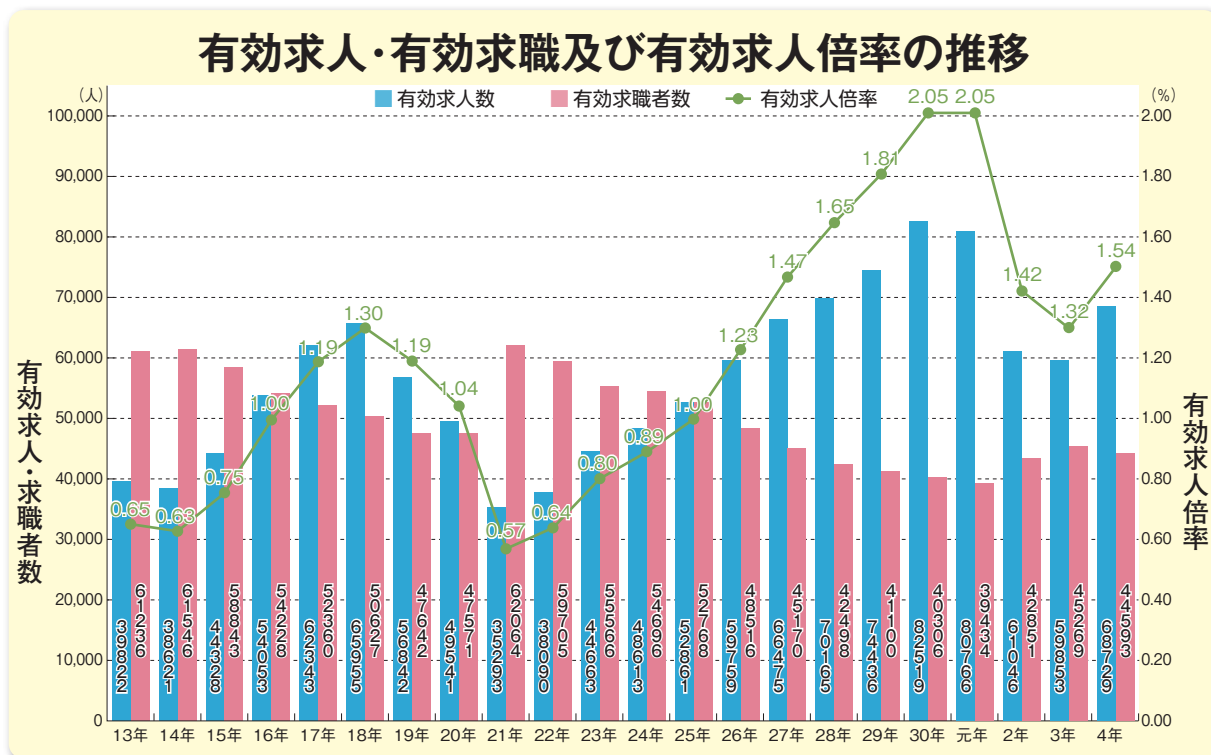
# 労働行政のあらまし

～守ります  
みんなの暮らし  
あなたの職場～

厚生労働省  
広島労働局  
労働基準監督署  
公共職業安定所

# ～守ります みんなの暮らし あなたの職場～

新型コロナウイルス感染症への対応から次へのステップを目指し、労働環境の整備のほか個人のキャリア形成に至るまで様々な支援を展開し、一人一人が豊かさを実現できる社会を実現するため、総合労働行政機関として施策を進めていきます。



## 1 安心した生活に向けた環境整備と地域的課題に取り組みます!

賃金引上げ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等を図るための環境整備、地域の雇用に大きな影響を及ぼす課題に対して取り組みます。

### (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

- ◆ 労働局及び労働基準監督署において、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行うとともに、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域等の平均的な賃金額や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。
- ◆ 最低賃金・賃金の引上げについては、「業務改善助成金」の活用促進により、業務改善や生産性向上に係る中小企業等のニーズに応え、賃金引上げを支援します。
- ◆ パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督を行うに当たっては、労働基準監督署による定期監督等において、非正規雇用労働者の同一労働同一賃金に関する待遇等の状況について確認を行った情報をもとに実施します。

### (2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

- ◆ 地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定を行います。
- ◆ ITスキルの取得を目指す公共職業訓練・求職者支援訓練の充実を図ります。



- ◆ 雇用調整助成金による雇用維持の取組への支援を実施するほか、引き続き不正受給対策に取り組みます。また、在籍出向を活用した雇用維持、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップ等を支援します。
- ◆ 人材開発支援助成金の積極的な活用勧奨を行い、人材の育成・活性化を支援します。

### (3) 大量雇用変動等の地域の雇用に大きな影響を及ぼす事案への対応等

- ◆ 地域の雇用に影響を及ぼす大量雇用変動等の事案について、関係地方公共団体と連携し、合同企業面接会の開催など地域のニーズを踏まえた雇用対策を推進する。
- ◆ 大量整理解雇等について適切な労務管理が行われるよう啓発指導を実施し、解雇、退職勧奨等の労働条件や設備の休廃止に係る安全衛生関係の相談に対して、労働局及び関係労働基準監督署で適切に対応します。

## 2 安心して挑戦できる労働市場の創造に取り組みます!

個々人がそれぞれの意欲と能力に応じて活躍するという観点から、個々人の自由な選択を可能とする環境整備のため、労働市場の機能強化に取り組みます。

### (1) 労働市場の強化・見える化

- ◆ 安心して求職活動を行うことができる環境整備のため、求人者・募集情報提供事業者・職業紹介事業者等への改正職業安定法の周知等を図ります。
- ◆ 職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの活用について、周知や普及促進を図ります。

### (2) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

- ◆ 労働移動支援助成金等の支給により、早期再就職を支援するとともに、雇用機会の拡大を図り、賃金上昇を伴う労働移動等を推進します。
- ◆ 雇用対策協定に基づく取組を推進することをはじめ、地域雇用の課題に対応するために各地方公共団体が進める取組の支援を行います。

### (3) 継続的なキャリアサポート・就職支援

- ◆ ハローワークにおけるオンラインによる職業相談やSNSによる情報発信を強化します。
- ◆ 医療、介護、保育等分野の就職支援について、ハローワーク広島東及びハローワーク福山に設置する「人材確保支援コーナー」を中心に、マッチング促進のための取組を推進します。
- ◆ 技能及び知識を習得するための求職者支援制度による再就職支援を推進します。

## 3 多様な人材の活躍促進を図ります!

女性及び就職氷河期世代の活躍促進や非正規雇用労働者の待遇改善を図るとともに、若者・高齢者・障害者・外国人等多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組みます。

## (1) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

### ア 女性の活躍推進等

- ◆ 常時雇用する労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた「男女の賃金の差異に係る情報公表」（令和4年7月8日施行）について、着実な履行確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用勧奨により一層の女性の活躍推進を目指します。
- ◆ 妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、非正規雇用労働者や外国人労働者も対象となることを含め、事業主に対し関係法令の周知徹底を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに事業主に対する指導を実施します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、女性労働者が安心して妊娠・出産できるよう、事業主に対し、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に沿った適切な措置の実施について周知を行うとともに、法順守のための助言・指導等を実施します。



### イ 男性の育児休業取得の促進等

- ◆ 令和4年度に新設された「産後パパ育休（出生時育児休業）」について、引き続き広く周知を行うとともに、事業主に義務付けられた、妊娠・出産を申し出た労働者に対する育児休業制度等の個別周知・意向確認及び育児休業を申し出しやすい雇用環境の整備措置について、報告徴収等の実施により着実な履行確保に取り組みます。

### ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

- ◆ 両立支援等助成金の活用促進により、男女とも仕事と育児・介護等が両立できる職場環境の整備を図ります。
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の支援を行うとともに、子育てサポート企業の認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得促進に向けた積極的な働きかけを行います。



- ◆ 子育てをしながら就職を希望する女性等に対する就職支援を推進します。

## マザーズハローワーク事業の支援状況

年度	新規求職者数	就職者数	重点支援対象者		
			対象者数	対象者のうち就職者数	年度目標（就職率）
令和4年度 (4月～12月)	4,436人	1,494人	1,444人	1,382人 95.7%	94.0%
令和3年度	6,161人	2,025人	1,920人	1,779人 92.7%	93.6%
令和2年度	6,467人	1,780人	1,860人	1,752人 94.2%	93.4%

(注)重点支援対象者とは、担当者制による就職支援を実施する対象者。

## エ 不妊治療と仕事の両立の推進

- ◆ 令和4年度に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定の取得促進を図るとともに、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

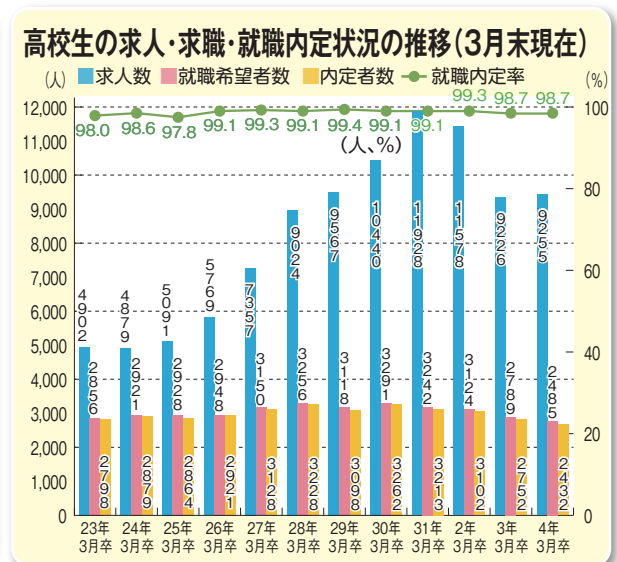
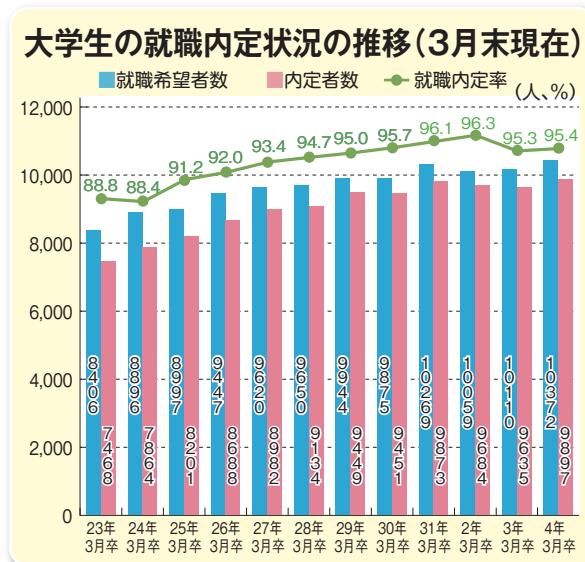


### (2) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

- ◆ 「パートタイム・有期雇用労働法」及び「改正労働者派遣法」の履行確保を図るとともに、「広島働き方改革推進支援センター」を通じた労務管理の専門家による窓口相談やコンサルティング等による支援、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対して「キャリアアップ助成金」による支援を行います。
- ◆ 「無期転換ルール」について、労使双方に対する認知度の向上を図り、円滑な運用を進めるとともに、労働契約法について周知を図ります。

### (3) 新規学卒者等への就職支援

- ◆ 新規学校卒業者等を対象に担当者制によるきめ細かな支援を実施します。



- ◆ 若者雇用促進法に基づく、「ユースエール認定制度」の取組を推進します。

若者雇用促進法に基づく認定マーク

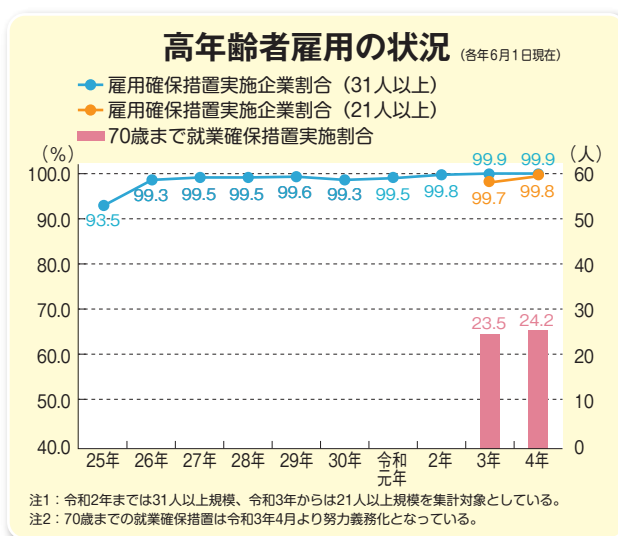
若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定し、企業の情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援します。

## (4) 就職氷河期世代の活躍支援

- ◆ 「就職氷河期世代専門窓口」を設置するハローワーク広島及び広島西条において、伴走型支援を実施します。
- ◆ 地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。
- ◆ 官民協働で取り組む「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」において、支援策の周知広報をはじめ、取組状況や好事例の収集・発信を実施します。

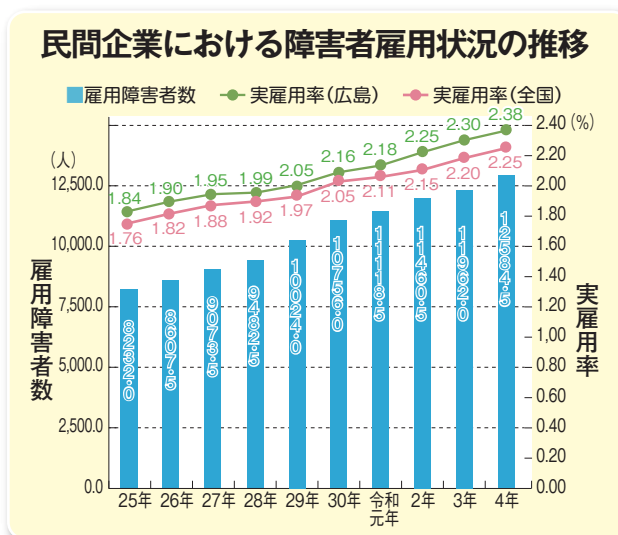
## (5) 高齢者の就労・社会参加の促進

- ◆ 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や処遇改善の促進を図ります。
- ◆ 高齢者のニーズを踏まえた再就職の促進を図ります。



## (6) 障害者の就労促進

- ◆ 地域の関係機関と連携し、障害者の雇入れ支援を強化します。
- ◆ 多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。
- ◆ 障害者の職業訓練について、広島県と連携し、受講あっせんや訓練修了者に対する就職支援を実施します。





## (7) 外国人に対する支援

- ◆ 外国人雇用サービスコーナー等で、外国人の特性に応じた就職支援を行います。
- ◆ 事業主に対する外国人雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発等、外国人労働者の適正な雇用管理を促進します。
- ◆ 労働局及び労働基準監督署に外国人労働条件相談員を配置して、外国人の母国語（中国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語）で対応可能な相談支援を行います。

## 4 多様な選択を力強く支える環境整備に取り組みます！

「新しい働き方」への対応として、柔軟な働き方がしやすい環境整備の促進とともに、誰もが安全で健康に働くことができる職場づくりのための取組を推進します。

### (1) 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- ◆ 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、事業主に対し「テレワークガイドライン」を周知するとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」により支援を行います。
- ◆ フリーランスの方から相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえて対応するほか、労働基準法等の労働者に該当する場合には、必要な対応を行います。
- ◆ 副業・兼業を行える環境整備のため、事業主に対し、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」、また、副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、労働者自身が労働時間や健康状態を管理できるアプリの周知を図ります。

### (2) 安全で健康に働くことができる環境づくり

#### ア 長時間労働の抑制

- ◆ 労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」で、平成31年4月から順次施行された改正労働基準法の周知や新しい働き方に対応した労務管理支援等について相談・支援等を行います。  
「広島働き方改革推進支援センター」を通じて、専門家による個別企業への訪問、窓口相談を実施するとともに、「働き方改革推進支援助成金」を活用した支援を行います。
- ◆ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業務に対し、各種支援策と合わせて説明会等において上限規制の周知を行います。
- ◆ 医師については、「広島県医療勤務環境改善支援センター」等と連携し、医療機関への適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応を行います。
- ◆ 自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対し監督指導等を実施します。また、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示の周知とともに、道路貨物運送業の発着荷主等に対し、トラック運転者の長時間にわたる恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等についての配慮を要請するなどの取組を行います。
- ◆ 建設業については、建設キャリアアップシステム等の普及を推進するなど、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進等に向けた支援等を行います。

- ◆ 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、過労死等労災請求のあった事業場等に対する監督指導を実施します。
- ◆ 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発及び監督指導を実施するとともに、下請等中小企業事業者への「しわ寄せ防止」について周知・啓発を行います。
- ◆ 労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、中小企業庁等に確実に通報します。

## イ 労働条件の確保・改善対策

- ◆ 労働関係法令に基づく法定労働条件の遵守徹底とともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理の適正化を図るために、監督指導等を実施します。
- ◆ 令和5年4月に施行される改正労働基準法施行規則による、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払について周知を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに必要な指導を行います。
- ◆ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を周知するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。

労働条件の悩みや不安・疑問は…  
労働条件相談「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件 相談ほっとライン  
0120-811-610  
月～金：午後5時～午後10時  
土日・祝日：午前9時～午後9時  
※年末・年始(12月29日～1月3日まで)は除く

FOR WORKERS  
働いている方はコンタクトはこちら

FOR MANAGERS  
事業者・労務管理担当の方はコンタクトはこちら

確かめよう労働条件 検索

労働条件相談ホットライン 検索

- ◆ 裁量労働制について不適正な運用の疑いがある事業場に対する監督指導などを実施します。
- ◆ 外国人技能実習生については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。
- ◆ 障害者である労働者については、法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関と連携しつつ、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

## ウ 労災かくしの排除

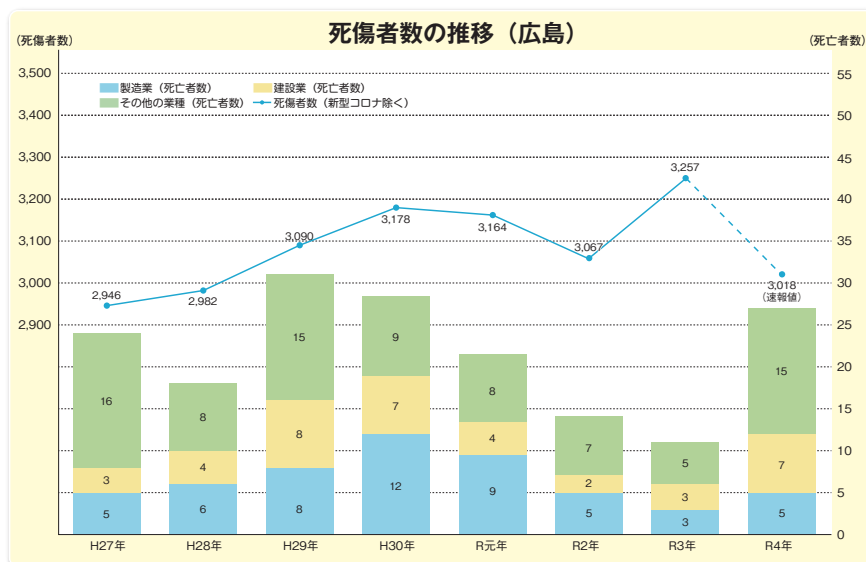
- ◆ 「労災かくし」の排除を期するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

## エ 労働災害防止対策の推進

- ◆ 第14次労働災害防止計画を踏まえ、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について積極的に周知啓発を図ります。

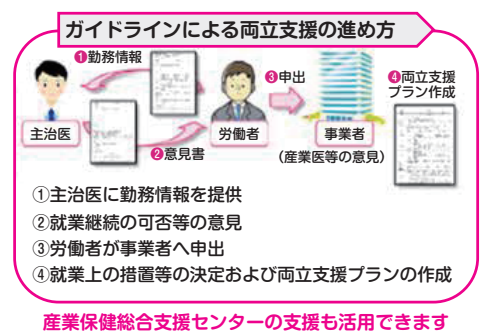


- ◆ 小売業や介護施設を中心に増加傾向にある転倒や腰痛などの行動災害防止対策として、令和4年に設置した協議会を通して、自主的な安全衛生活動の導入を支援し、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図ります。
- ◆ 高齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善等について、「エイジフレンドリーガイドライン」及び「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。
- ◆ 外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材を周知し、効果的な安全教育の実施を促進します。
- ◆ 令和5年4月から請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、一定の保護措置が義務付けられる危険有害な作業を行う事業者に対して、指導、周知・啓発を図ります。
- ◆ 陸上貨物運送業に対しては、荷役作業での労働災害防止のため、改正労働安全衛生規則や荷役作業の安全対策ガイドラインの周知、指導を行います。
- ◆ 建設業に対しては、墜落・転落災害防止のため、改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの周知、指導を行います。
- ◆ 製造業に対しては、機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査に関する指針」等に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント及びリスク低減措置の確実な実施を促進します。



## オ 労働者の健康確保対策の推進

- ◆ 産業保健活動やメンタルヘルス対策の取組が各事業場で適切に実施されるよう、指導等を行います。
- ◆ 「広島産業保健総合支援センター」等と連携して、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を周知するとともに、「広島県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、関係機関の連携を深め、企業における取組を促進します。
- ◆ 令和4年から順次施行されている新たな化学物質規制に関する労働安全衛生関係法令について、周知、指導を行います。
- ◆ 建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、令和2年から順次施行されている石綿障害予防規則の周知、指導を行います。



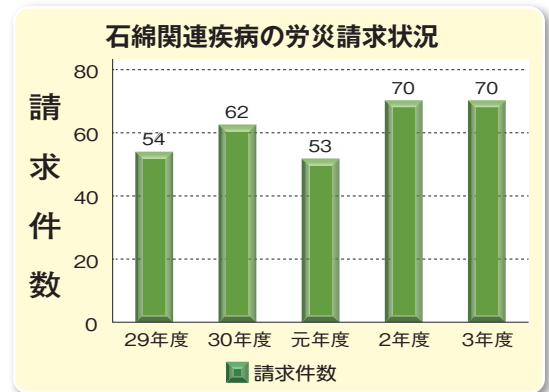
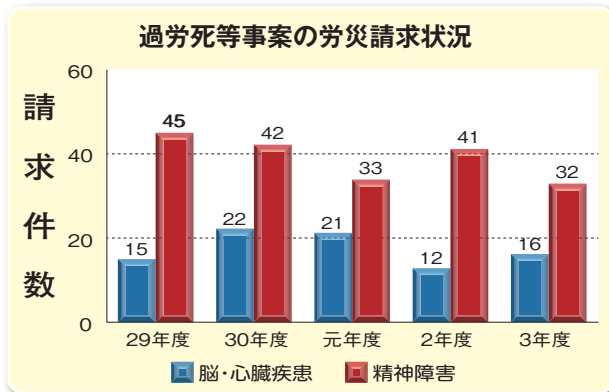
## カ 労働災害にあわれた方又はそのご遺族への迅速・公正な補償への取組

- ◆ 被災労働者等の保護のため、労災請求について迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。

特に、過労死等事案及び石綿関連疾病事案については、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、労災保険給付の対象となることについて積極的に周知を行います。

さらに、労災保険給付の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。



## キ 職場における感染防止対策の推進

- ◆ 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止相談コーナー」における事業者や労働者からの相談に対して、丁寧な対応を行うなど、職場における感染防止対策を推進します。

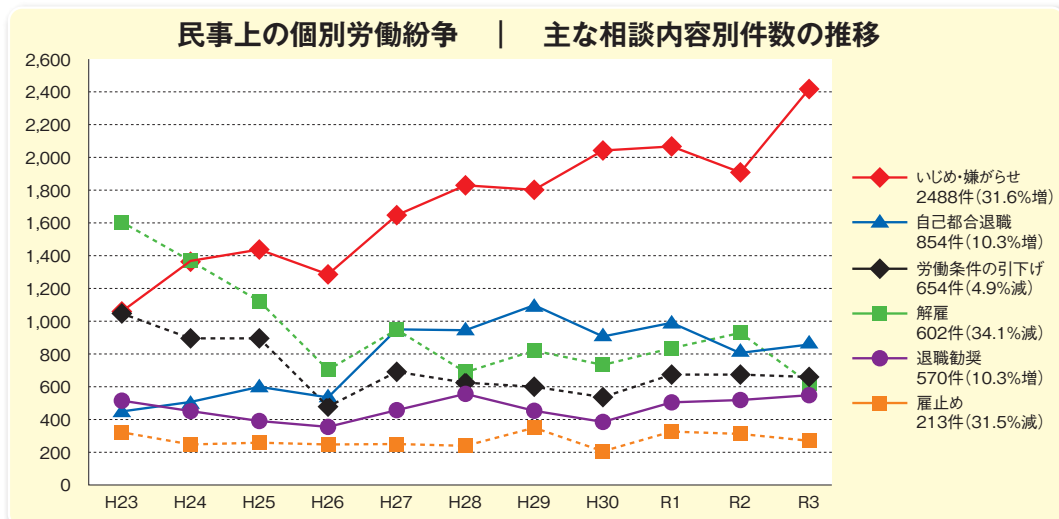
## ク 総合的なハラスメント対策の推進

- ◆ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止対策を講じていない事業主に対し、法に沿った措置を実施するよう厳正な指導を行います。

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対しては、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図り、適切な対応を求めます。

また、ハラスメントを受けた労働者からの相談に迅速に対応し、紛争解決援助制度等により、早期の解決を図ります。

- ◆ いじめ・嫌がらせ等あらゆる労働問題に関して、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応するとともに、紛争調整委員会による調停、あっせん等により、個別労働紛争の早期解決を図ります。



### (3) 最低賃金制度の適切な運営

- ◆ 経済・動向及び地域の実情等を踏まえ、充実した審議が尽くせるよう広島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- ◆ 最低賃金額の改定等については、労使団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者及び労働者に周知するとともに、監督指導等による最低賃金の履行確保を図ります。

広島県最低賃金 **時間額930円**

令和4年10月1日発効

広島県特定(産業別)最低賃金	時間額(円)	発効日
広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1,024	R4.12.31
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	969	
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	984	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	953	
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	964	
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	999	
広島県自動車小売業最低賃金	958	R4.10.1
広島県各種商品小売業最低賃金(R4.10.1から広島県最低賃金が適用されています)	930	

### (4) 労働保険適用徴収業務の適正な運営

労働保険制度は、労災保険給付、失業給付等を通じた労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

労働保険制度の健全で安定的な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、労働者を雇用する事業主の労働保険加入と労働保険料の確実な納付を確保する必要があり、次のとおり取り組みます。

#### ア 電子申請の利用促進

行政手続コストの削減及びデジタル化の推進を目指して、労働保険関係手続における電子申請の利用促進に努めます。

#### イ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

ひとりでも労働者を雇用する事業主は労働保険に加入する義務があります。

適切に手続きが行われるよう、他の行政機関との連携を密にして、職権による強制加入も視野に入れた指導を積極的に行います。

#### ウ 労働保険料等の適正徴収等

事業主に対し、労働保険制度の重要性を促し、法令に従い労働保険料等を申告・納付するよう適切な指導に努め、収納未済歳入額の縮減に取り組みます。

また、口座振替制度による労働保険料等の納付の利用促進に努めます。



# 広島労働局

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎第2号館(4F・5F)

総務部 総務課 ☎082(221)9241  
労働保険徴収課 ☎082(221)9246

雇用環境・均等室 ☎082(221)9247

労働基準部 監督課 ☎082(221)9242  
健康安全課 ☎082(221)9243  
賃金室 ☎082(221)9244  
労災補償課 ☎082(221)9245

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7  
広島KSビル(4F)

職業安定部 職業安定課 ☎082(502)7831  
電子申請事務センター ☎082(554)0633  
職業対策課 ☎082(502)7832  
需給調整事業課 ☎082(511)1066  
訓練課 ☎082(502)7831

## 労働基準監督署

広島中央 ..... ☎082(221)2460  
呉 ..... ☎0823(22)0005  
福山 ..... ☎084(923)0005  
三原 ..... ☎0848(63)3939  
尾道 ..... ☎0848(22)4158  
三次 ..... ☎0824(62)2104  
広島北 ..... ☎082(812)2115  
廿日市 ..... ☎0829(32)1155

## ハローワーク付属施設

マザーズハローワーク広島 ☎082(542)8609  
ハローワーク福山マザーズコーナー ☎084(921)8189  
広島新卒応援ハローワーク ☎082(224)1120  
広島わかものハローワーク ☎082(236)8613  
広島外国人雇用サービスコーナー ☎082(228)0522  
福山外国人雇用サービスコーナー ☎084(923)8609

## 公共職業安定所 (ハローワーク)

広島 ☎082(223)8609  
広島西条 ☎082(422)8609  
竹原<sup>⓪</sup> ☎0846(22)8609  
呉 ☎0823(25)8609  
尾道 ☎0848(23)8609  
福山 ☎084(923)8609  
三原 ☎0848(64)8609  
三次 ☎0824(62)8609  
安芸高田<sup>⓪</sup> ☎0826(42)0605  
庄原<sup>⓪</sup> ☎0824(72)1197  
可部 ☎082(815)8609  
府中 ☎0847(43)8609  
広島東 ☎082(264)8609  
廿日市 ☎0829(32)8609  
大竹<sup>⓪</sup> ☎0827(52)8609

※<sup>⓪</sup>は出張所です。